

●香川県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年10月30日から同年11月20日まで一般の縦覧に供する。

平成27年10月30日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺大野原線（24号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市池之尻町字黒島 453番3地先から	前	7.4~15.4	318	交通安全施設整備事業による歩道設置
観音寺市池之尻町字中筋 749番1地先まで	後	7.4~30.4	318	